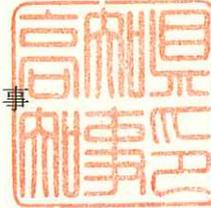


高知県個人情報保護条例第 35 条第 1 項の規定に基づき、下記について諮問します。

令和 4 年 4 月 26 日

高知県知事



記

1 個人情報のオンライン結合による提供に関する事項

下表を、条例第 11 条第 2 項に該当する事項の個別事項として取り扱うことについて。

番号	担当課室	システム等の名称 (提供先)	事務の名称	理由又は必要性等
1	危機管理・防 災課	高知県ホームページ (不特定多数)	災害時における人的被 害情報に関する事務	災害発生時に、人的被 害に関する安否不明 者、行方不明者及び死 者の情報を高知県ホー ムページに掲載して、 広く県民に公表し、情 報提供を求めるなどし て、捜索活動や人命救 助活動の効率化・円滑 化につなげるととも に、二次被害の被害防 止等を図るため

ホームページ・SNSによる個人情報の提供について

(類型諮問 調査票)

作成日：令和4年4月26日

個人情報取扱事務を所管する組織の名称（課室名）	危機管理・防災課	
個人情報取扱事務の名称	災害時における人的被害情報に関する事務	
個人情報を収集する目的及び理由	災害時における人的被害を確実に把握するため。また、必要により災害時における人的被害に関する個人情報を公表することで、捜索活動・人命救助活動の効率化・円滑化、二次被害の防止等を図るため。	
個人情報を収集する根拠法令等	災害対策基本法、高知県地域防災計画	
個人情報提供の要件	ホームページ・SNSによる個人情報の提供及び提供される個人情報の内容等について、本人の同意があること。	該当・ <input type="checkbox"/> 非該当
	ホームページ・SNSを利用して個人情報の提供を行うことが、当該行政情報の提供に必要不可欠なものであること。	<input type="checkbox"/> 該当・非該当
	個人情報の提供内容が社会通念上許容される範囲内のものであること。	<input type="checkbox"/> 該当・非該当
	県民への行政サービスの向上や公共の福祉の向上に寄与するものであること。	<input type="checkbox"/> 該当・非該当
	ホームページの内容等が改ざんされないよう、不正侵入、書き換え防止等に対して適切な技術的措置が講じられていること。 (※SNSについては、当該SNSを運営する事業者の講じる技術的措置に依存することとなりますので、「該当・非該当」欄はチェック不要です。)	<input type="checkbox"/> 該当・非該当
オンライン提供をする個人情報の内容	氏名、住所、年齢、性別、被災の状況	
SNSを用いる場合はその名称		
提供先	<input type="checkbox"/> ホームページ・SNS閲覧者（不特定多数）	
オンライン提供の理由又は必要性等	安否不明者等に関する情報提供を広く求めて、多くの情報を得ることで、捜索・救出活動の効率化や円滑化等を図るため	

高知県「災害時における人的被害情報の公表基準」(概要)

公表基準(令和2年4月24日策定)

1 基本的な考え方

南海トラフ地震や台風・豪雨など大規模災害に備え、自然災害が発生したときにおける人的被害情報の公表基準等を定める。

2 人的被害の数の公表

県の災害対策本部が、市町村や関係機関等からの情報を一元的に集約、調整を行い、県の「総合防災情報システム」を通じて公表する。

3 個人情報の公表の原則

(1) 個人情報保護条例に基づき、原則的には、家族の同意があるときに、同意が得られた範囲の情報を県が公表する。

(2) 個人情報情報を非公表とする場合であっても、個人が特定されるおそれのない範囲で公表する。

4 個人情報の例外的公表

南海トラフ地震など大規模災害発生時における行方不明者及び安否不明者の個人情報については、捜索・救助活動や災害対策等の効率化、円滑化を図るといった公益上の理由があつて、かつ、緊急性が認められ、家族の同意を得るとまがなない場合に限り、家族の同意がなくとも、必要最低限の範囲で公表する。

【高知県個人情報保護条例 第8条～第10条「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に該当】

5 個人情報を公表する場合の条件

住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていない方とする。

6 公表内容

氏名(漢字・フリガナ)、住所(大字まで)、年齢、性別、被災の状況を限度に、家族の同意を得られた範囲とする。

7 その他

(3) 今後、この基準を運用するうえでの手順を作成し、市町村や関係機関と共有する。

災害時における人的被害情報の公表手順の概要

公表手順

1 目的

高知県内における大規模災害に備え、自然災害が発生した場合の人的被害の公表に関する手順をあらかじめ定めることにより、災害時に、県、市町村、消防局・消防本部、県警察が相互に連携して、捜索・救出活動をばしめとする各種災害対策に当たり、もって県民の安全・安心の確保に資することを目的とする。

2 公表により期待される効果

- (1) 安否不明者・行方不明者
- 公表された方が自ら名乗りでること
 - 不明者の安否情報を得られること
 - その他、不明者の安否につながる周辺情報を得られること など

(2) 死者

- 生前の行動等に関する情報が得られること
- 家族等が死者の安否を知らず、危険な現地等に赴くことなどによる、二次災害や交通渋滞を防ぐこと
- 警察や消防等の救助活動等の業務への支障が軽減されること など

3 公表手順 (別紙 公表手順フロー図 参照)

(1) 主な対応と各機関の役割

	安否不明者・行方不明者	死者
人的被害情報の集約機関 (氏名等の個人情報を含む)	県	県
家族からの同意確認機関	市町村、消防局・消防本部、県警察のうち 最初に届出を受理した機関 ※	市町村
住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認機関	市町村	市町村
公表機関	県	県

※ 警察及び消防で、同意確認ができておらず、市町村で家族の連絡先を把握している場合は、市町村が確認

(2) 公表基準総括表 (高知県個人情報保護条例に基づく)

	家族の同意	住民基本台帳の閲覧制限	公表／非公表		住民基本台帳の閲覧制限	家族の同意	公表の範囲	
			公表	非公表※1			氏名、市町村名 年齢、性別 被災状況	氏名、市町村名 年齢、性別 被災状況
安否不明者 行方不明者	あり	なし	公表	非公表	あり、確認できず、なし (いずれの場合でも)	あり	氏名、市町村名 年齢、性別 被災状況	氏名、市町村名 年齢、性別 被災状況
	確認できず	なし	非公表	非公表	あり、確認できず、なし (いずれの場合でも)	あり	市町村名、年代 性別、被災状況 ※2	市町村名、年代 性別、被災状況※
	得られず	あり	非公表	非公表	あり、確認できず、得られず (いずれの場合でも)	確認できず	確認できず	確認できず
	あり、確認できず、得られず (いずれの場合でも)	確認できず	非公表	非公表	あり、確認できず、得られず (いずれの場合でも)	確認できず	確認できず	確認できず

※1 緊急かつやむを得ない場合に限り公表する。※2 個人が特定できない範囲とする。

※ 個人が特定できない範囲とする。

高知県「災害時における人的被害情報の公表基準」

1 公表基準の基本的な考え方

死者、行方不明者及び安否不明者の氏名公表の取扱いについては、全国知事会等を通じて全国統一的な公表基準の作成を国に求めているが、南海トラフ地震や台風・豪雨など大規模災害に備え、本県は、国に先行して、自然災害が発生したときにおける人的被害情報の暫定的な公表基準等を定める。

なお、この基準については、今後、運用を行う中で適宜見直しについて検討を重ねるものとする。

2 用語の定義

(1) 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体を確認することができな
いが死亡したことが確実な者とする。

(2) 行方不明者

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。

(3) 安否不明者

当該災害時に、家族等関係者が連絡をとれないなど所在不明であり、かつ、警察
や自治体等への届出、申出により、その事実が把握できた者とする。

3 人的被害の数の公表

死者、行方不明者等の人的被害の数については、県の災害対策本部が市町村や関
係機関等からの情報を一元的に集約、調整を行い、県の「総合防災情報システム」
を通じて公表する。

4 個人情報の公表の原則

(1) 死者、行方不明者及び安否不明者の氏名などの個人情報は、県や市町村の個人情
報保護条例に基づき、原則的には、家族の同意があるときに、同意が得られた範囲
の情報を県が公表する。

(2) 個人情報を非公表とする場合であっても、住所の「市町村名」、年齢の「何十代」、
「性別」、「被災の状況」等、個人が特定されるおそれのない範囲で公表する。

5 個人情報の例外的公表

高知県個人情報保護条例第10条第1項第4号の「個人の生命、身体又は財産の保
護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」（以下「例外規定」という。）
に該当する場合は、個人情報を当該実施機関以外のものに提供できるとされている。

この例外規定に基づき、南海トラフ地震など大規模災害発生時における行方不明
者及び安否不明者の個人情報については、捜索・救出活動や災害対策等の効率化、
円滑化を図るといった公益上の理由があつて、かつ、緊急性が認められ、家族の同
意を得るいとまがない場合に限って、家族の同意がなくとも、必要最小限の範囲で
公表する。

6 個人情報公表する場合の条件

氏名等の個人情報を公表する場合の条件として、「住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていない方」とする。

7 避難者情報の公表

大規模災害時等に避難所へ避難した者のうち、受付時に「安否問合せへの情報公表可」と意思表示した者の氏名等については、必要がある場合に公表するものとする。

8 公表内容

個人情報の公表は、

- ・氏名（漢字・フリガナ）
- ・住所（大字まで）
- ・年齢
- ・性別
- ・被災の状況

を限度に家族の同意を得られた範囲で行うものとする。

また、南海トラフ地震等の大規模災害時において、例外規定を適用して、家族の同意を得ずに個人情報を公表する場合も、上記に準じて必要最小限の範囲で行うものとする。

9 その他

- (1) 例外規定に該当する場合はどのような状況か、具体的な事例を挙げて、あらかじめ整理しておくよう努める。
- (2) この基準は、市町村が独自の判断で公表することを妨げるものではない。
- (3) 今後、この基準を運用するうえでの手順を作成し、市町村や関係機関と共有する。

令和4年3月31日
危機管理・防災課

災害時における人的被害情報の公表手順

この公表手順は、高知県「災害時における人的被害の公表基準」に基づいて、人的被害情報を公表する際の県、市町村、消防局・消防本部及び県警察の運用上の基本的な手順を定めるものである。

なお、今後運用を行う中で適宜見直しを重ねるものとする。

1 目的

本公表手順は、高知県内における大規模災害に備え、自然災害が発生した場合の人的被害の公表に関する手順をあらかじめ定めることにより、災害時に県、市町村、消防局・消防本部及び県警察（以下、「関係機関」という。）が相互に連携して、捜索・救出活動をはじめとする各種災害対策に当たり、もって県民の安全・安心の確保に資することを目的とする。

2 公表により期待される効果

(1) 安否不明者・行方不明者

安否不明者・行方不明者の人命救助においては、被災者の生存率や救命率が時間の経過とともに低くなるため、「人命最優先」の観点から、事案を認知したのち、できるだけ速やかに公表の可否を検討し判断する必要がある。

不明者の氏名等を公表することで、

ア 公表された方が自ら名乗りでること

イ 不明者の安否情報を得られること

ウ その他、不明者の安否に関する周辺情報を得られること

などが期待でき、これらの安否に関する情報により、効率的、効果的な救助活動を行うことができる。

(2) 死者

死者の氏名等を公表することで、

ア 生前の行動等に関する情報を得られること

イ 家族、知人等が死者の安否を知らず、危険な現地等に赴くことなどによる、二次災害や交通渋滞を防ぐこと

ウ 警察や消防等への安否の問い合わせが減ることで、救助活動等の業務への支障が軽減されること

などが期待できる。

3 用語の定義

(1) 災害

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に定める暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他異常な自然現象により生ずる被害をいう。

(2) 大規模災害

南海トラフ地震や台風・豪雨などにより、多数の死者、行方不明者等の人的被害が生じるなどして、県災害対策本部長が大規模災害と認めたもの。

(3) 安否不明者

当該災害時に、家族等関係者が連絡をとれないなど所在不明であり、かつ警察や自治体等への届出、申出により、その事実が把握できた者

(4) 行方不明者

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者

(5) 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者

4 公表手順

(1) 安否不明者・行方不明者（以下「安否不明者等」という。）

ア 県

(ア) 人的被害の状況等について、関係機関等から情報を積極的に収集し、適宜、関係機関相互に情報の共有を行う。

(イ) 人的被害の状況について、一元的に集約、調整を行うものとする。市町村及び警察が把握した人定事項や被災状況、その他の参考事項について、報告・提供を受け、関係機関との連携のもと、情報の整理・突合・精査を行う。

(ウ) 人的被害の情報を公表するにあたっては、公表の前に関係機関との調整及び情報共有を行う。

この際に、市町村の判断も踏まえ、「緊急かつやむを得ない場合」の該当性の有無や「公表の可否等」について検討する。

(エ) 安否不明者等について、家族から同意を得たもの又は同意を得るとまがないもの（緊急かつやむを得ない場合に限る。）で、かつ、住民基本台帳の閲覧制限がないものは、氏名等を公表する。

公表内容は、氏名、市町村名（大字まで）、年齢、性別、被災状況とする。ただし、家族から同意を得られなかった項目を除く。

同意の確認が得られなかったもの、又は住民基本台帳の閲覧制限があるものは、氏名を公表せず、個人が特定できない範囲で、市町村名、年代、性別等を公表する。

市町村が被災するなどして、住民基本台帳の閲覧制限の有無を確認することができない時は氏名を公表しない。

また、公表後に、家族から非公表の意向が示された時は、以後の氏名公表は行わない。

- (オ) 公表後、報道対応を行う。
- (カ) 人的被害の数については、市町村が安否不明者を行方不明者と判断し、総合防災情報システムへ入力することにより、同システムを通じて公表する。

イ 市町村

- (ア) 安否不明者等に関する届出を受理した際は、警察及び消防に通報する。
- (イ) 状況を把握できた範囲から速やかに県へ電話で報告する。
- (ウ) 安否不明者等について、必要な事項を聴取する。この際、家族からの届出の場合は、個人情報公表に関する同意を確認し、家族以外の者からの届出の場合は、家族に架電して公表の同意を確認する。同意確認の結果について所定の様式（様式2）を作成する。
同意を得る家族については、原則として、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）及び2親等以内の血族とする（以下同じ。）。
- (エ) 警察及び消防から情報提供等を受けた安否不明者等について、公表の同意確認ができておらず、市町村で家族の連絡先を把握している場合は、家族に架電して公表の同意を確認する。
同意確認の結果について所定の様式（様式2）を作成する。
- (オ) 住民基本台帳の閲覧制限の有無を確認する。
- (カ) 人定事項や被災状況、その他の参考事項について、所定の様式（様式1）に取りまとめメールで県に報告する。ただし、メール送信ができない場合はFAXで報告する。
- (キ) 人的被害情報の公表の可否等について、住民基本台帳の閲覧制限の確認結果も踏まえ、市町村としての判断を行う。
- (ク) 県が関係機関から人的被害の状況を一元的に集約、調整を行う

ため、情報の整理・突合・精査に協力する。

- (ケ) 県が人的被害情報を公表した後、必要に応じて個別に報道対応を行う。
- (コ) 時間の経過等に伴い安否不明者を行方不明者と判断した時点で、人的被害情報を総合防災情報システムに登録する。

ウ 消防局・消防本部

- (ア) 安否不明者等に関する届出を受理した際は、警察に通報して情報共有を行う。
- (イ) 安否不明者等について、必要な事項を聴取する。この際、家族からの届出の場合は、個人情報の公表に関する同意を確認し、同意確認の結果について所定の様式（様式2）を作成する。
- (ウ) 状況を把握できた範囲から速やかに市町村を經由して、県へ報告する。
- (エ) 安否不明者等に関して把握した情報、同意確認の結果、その他必要事項について、市町村に報告をする。
- (オ) 県が人的被害情報を公表した後、必要に応じて個別に報道対応を行う。なお、人的被害情報以外の捜索等に関する報道対応は、県の公表の有無にかかわらず適宜行う。

エ 県警察

- (ア) 安否不明者等に関する届出を受理した際は、人定事項や被災状況等、必要な事項を聴取する。この際、家族からの届出の時は、公表の同意の確認を行うとともに、家族以外の者からの届出の場合は、家族に架電して公表の同意を確認する。
- (イ) 適宜、必要と思われる情報を県へ提供する。
- (ウ) 届出の内容及び同意確認の結果等の把握した情報を市町村に提供する。
- (エ) 人定事項や被災状況等必要な事項を取りまとめ、メールで県に提供する。ただし、メール送信ができない場合はFAXで提供する。
- (オ) 人的被害の状況について、県が一元的に集約、調整を行うため、警察は情報の整理・突合・精査に協力する。また、県が人的被害情報を公表する際は、県警察は他の関係機関とともに、公表前の調整及び情報共有を行う。
- (カ) 県が人的被害情報を公表した後、必要に応じて個別に報道対応

を行う。なお、人的被害情報以外の捜索等に関する報道対応は、県の公表の有無にかかわらず適宜行う。

オ 安否不明者等の公表基準総括表（高知県個人情報保護条例に基づく）

	家族の同意	住民基本台帳の 閲覧制限	公表／非公表	公表の範囲
安否不明者 行方不明者	あり	なし	公表	氏名、市町村名 年齢、性別 被災状況
	確認できず	なし	公表 ※1	
	得られず	あり、確認できず、なし (いずれの場合でも)	非公表	市町村名、年代 性別、被災状況 ※2
	あり、確認できず、得られず (いずれの場合でも)	あり		
		確認できず		

※1 緊急かつやむを得ない場合に限り公表する。

※2 個人が特定できない範囲とする。

(2) 死者

ア 県

- (ア) 人的被害の状況等について、関係機関等から情報を積極的に収集し、適宜、関係機関相互に情報の共有を行う。
- (イ) 人的被害の状況について、一元的に集約、調整を行うものとする。市町村及び警察が把握した人定事項や被災状況、その他の参考事項について、報告・提供を受け、関係機関との連携のもと、情報の整理・突合・精査を行う。
- (ウ) 人的被害の情報を公表するにあたっては、公表の前に関係機関との調整及び情報共有を行う。この際に、市町村の判断も踏まえ、公表の可否等について検討する。
- (エ) 人的被害の数については、総合防災情報システムへの市町村の入力をもって、同システムを通じて公表する。
- (オ) 死者については、家族から同意を得たもので、かつ、住民基本台帳の閲覧制限がないものに限り氏名等を公表する。

公表内容は、氏名、市町村名（大字まで）、年齢、性別、被災状況とする。ただし、家族から同意を得られなかった項目を除く。

同意確認ができなかったもの、同意を得られなかったもの、又は住民基本台帳の閲覧制限があるものは、氏名を公表せず、個人が特定できない範囲で、市町村名、年代、性別等を公表する。

市町村が被災するなどして、住民基本台帳の閲覧制限の有無を確認することができない時は氏名を公表しない。

(カ) 公表後、報道対応を行う。

イ 市町村

(ア) 死者に関する届出を受理した際は、認知した情報を警察及び消防に通報する。

(イ) 人的被害の状況を把握できた範囲から速やかに県へ電話で報告する。

(ウ) 警察から死者の身元等について連絡を受けた時は、可能な限り職員を派遣して、警察とともに死者の家族と面接し、被災状況等の聴取を行う。

同席できない場合は、家族から聴取した被災状況等の必要な情報を警察から提供を受ける。

(エ) 家族と面接した時は、個人情報の公表に関する同意を確認し、家族と面接できない場合は、電話により公表の同意を確認する。

同意確認の結果について所定の様式（様式2）を作成する。

(オ) 住民基本台帳の閲覧制限の有無を確認する。

(カ) 人定事項や被災状況、その他の参考事項について、所定の様式（様式1）に取りまとめメールで県に報告する。ただし、メール送信ができない場合はFAXで報告する。

(キ) 人的被害情報の公表の可否等について、住民基本台帳の閲覧制限の確認結果も踏まえ、市町村としての判断を行う。

(ク) 人的被害の状況については、県が一元的に集約、調整を行うため、市町村は情報の整理・突合・精査に協力する。

(ケ) 人的被害情報を総合防災情報システムに登録する。

(コ) 県が人的被害情報を公表した後、必要に応じて個別に報道対応を行う。

ウ 消防局・消防本部

(ア) 死者に関する届出を受理した際は、認知した情報を警察に通報す

るとともに、死亡が明らかでないなど、必要な場合には現場に臨場して事実確認を行う。

- (イ) 人的被害の状況を把握できた範囲から速やかに市町村を經由して、県へ報告する。
- (ウ) 県が人的被害情報を公表した後、必要に応じて個別に報道対応を行う。なお、人的被害情報以外の捜索等に関する報道対応は、県の公表の有無にかかわらず適宜行う。

エ 県警察

- (ア) 死者に関する届出を受理した際は、認知した情報を消防に通報するとともに、現場に臨場して事実確認を行う。
- (イ) 適宜、必要と思われる情報を県へ提供する。
- (ウ) 死者の身元が判明した時点で、消防及び市町村に人定事項等の必要な情報の提供を行う。
- (エ) 警察が死者の家族と面接する時は、家族の了承を得た上で、可能な限り市町村職員を同席させ、被災状況等の聴取を行う。
市町村職員が同席できない場合は、家族から聴取した被災状況等の必要な情報を市町村に提供する。
- (オ) 人定事項や被災状況、その他の参考事項について、取りまとめメールで県に提供する。ただし、メール送信ができない場合はFAXで提供する。
- (カ) 人的被害の状況については、県が一元的に集約、調整を行うため、情報の整理・突合・精査に協力する。
- (キ) 県が人的被害情報を公表した後、必要に応じて個別に報道対応を行う。なお、人的被害情報以外の捜索等に関する報道対応は、県の公表の有無にかかわらず適宜行う。

オ 死者の公表基準総括表（高知県個人情報保護条例に基づく）

	家族の同意	住民基本台帳の 閲覧制限	公表／非公表	公表の範囲
死者	あり	なし	公表	氏名、市町村名 年齢、性別 被災状況
	あり	あり	非公表	市町村名、年代 性別、被災状況 ※
	確認できず	あり、確認できず、なし (いずれの場合でも)		
	得られず			
あり、確認できず、得られず (いずれの場合でも)	確認できず			

※ 個人が特定できない範囲とする。

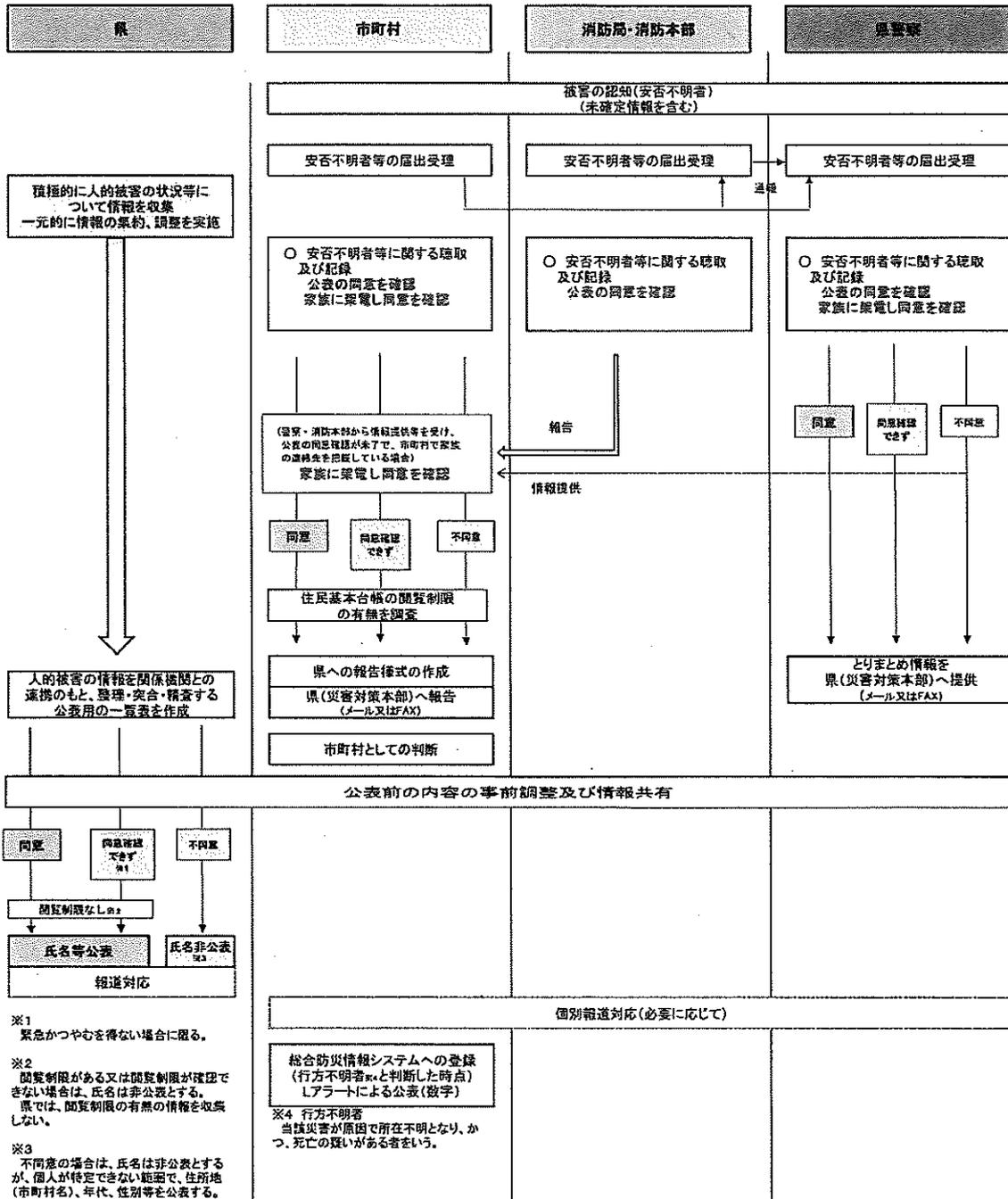
5 その他

- (1) この公表手順によらない対応が必要な時は、関係機関による協議・検討を行い、関係機関が相互に連携して適切に対応することとする。
- (2) この公表手順は、各市町村が独自に公表するものを妨げるものではない。
- (3) 安否不明者に関する届出を受理する際の届出書のモデル様式を作成した。各関係機関で既存様式や独自様式の使用を妨げない。

6 添付資料

- (1) 公表手順フロー図（安否不明者・行方不明者）
- (2) 公表手順フロー図（死者）
- (3) 様式1「災害時における人的被害情報リスト」
- (4) 様式2「個人情報の公表に係る同意の確認記録」
- (5) (モデル様式) 安否不明者届出書

公表手順フロー図(安否不明者・行方不明者)

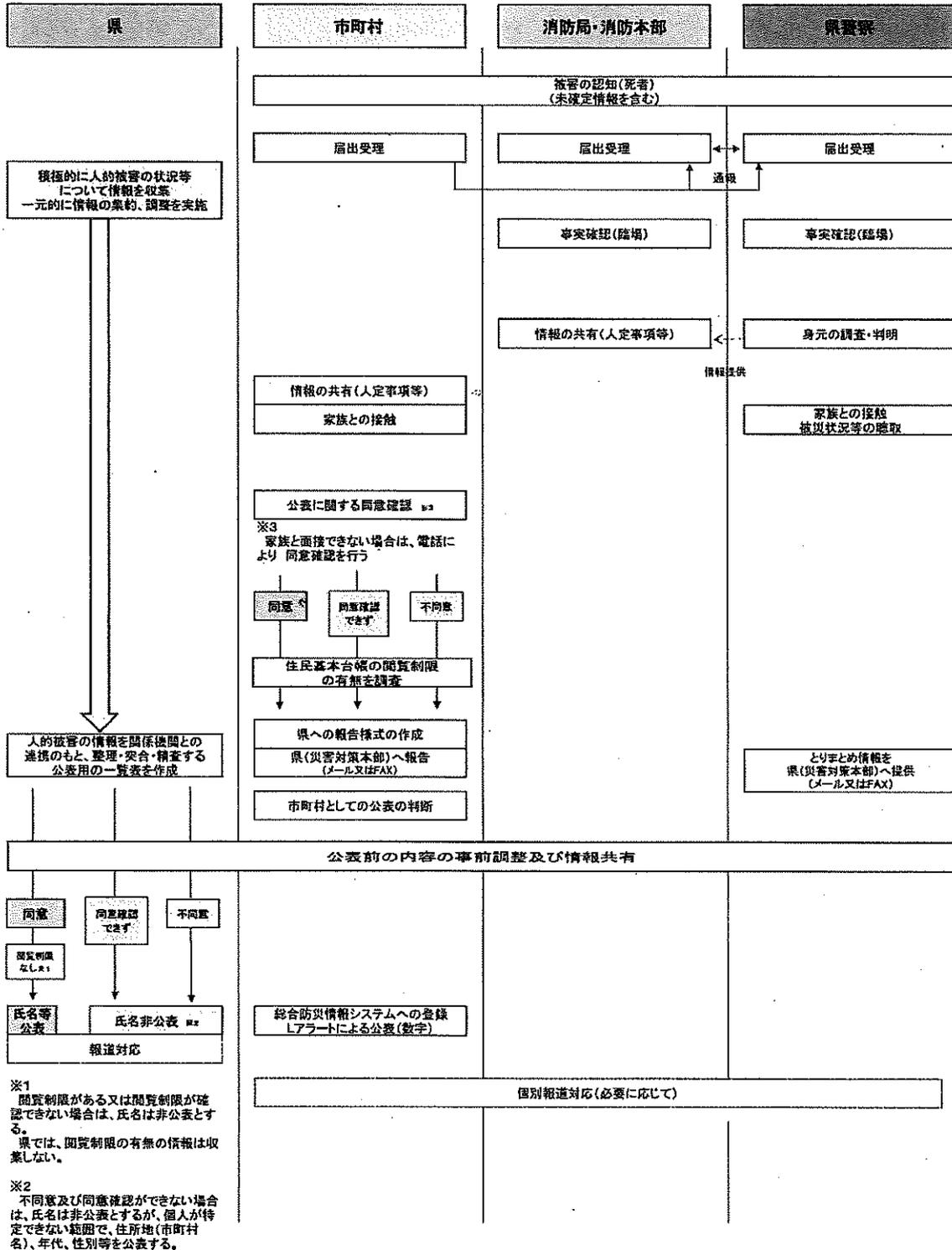


※1 緊急かつやむを得ない場合に限る。

※2 閲覧制限がある又は閲覧制限が確認できない場合は、氏名は非公表とする。県では、閲覧制限の有無の情報を収集しない。

※3 不同意の場合は、氏名は非公表とするが、個人が特定できない範囲で、住所(市町村名)、年代、性別等を公表する。

公表手順フロー図(死者)



災害時における人的被害情報リスト

【市町村名】 滝川市
 【所 属】 危機管理・防災課
 【担当者名】 □□ □

※ 1 「人的被害の内容」

※ 2 「認知日時」

※ 3 「発生日時」

※ 4 「公表に関する意向」

「死者」「行方不明」「安否不明」のいずれかを記載

人的被害を把握した日時を記載

人的被害が発生した（と思われる）日時を記載

被災者の個人情報について、家族から公表の同意を得た場合は「○」を、得られなかった場合は「×」を項目ごとに記載

未確認の場合は「未確認」を記載し、理由欄に未確認の理由を簡記

一節不同意の場合は「△」を記載し、右欄に不同意項目を記載

公表に関する意向を記載した方法について、「面談」「電話」のいずれかを記載

公表に関する意向を確定した家族について、被災者との経緯を記載

不同意の理由や同意未確認の理由等を記載（特に、確認を得るとまの有無「緊急性の有無」を判断するための情報）

公表に関して市町村の判断を記載し、公表可の場合は「○」を、不可の場合は「×」を記載

住民基本台帳の閲覧制限の有無を確実に確認した上で、上記判断に反映する（閲覧制限の有無について、県への報告は要しない）

非公表を希望しても、氏名は非公表
 したうえで、その他の個人情報が
 ない範囲の情報は公表することを含め
 らがじの取扱いに説明しておく必要が
 あります。

公表前に関係機関で事前調整を
 するが、「緊急性」を判断できる情報
 等を記載してください。

確認できていない理由を簡記

登録 番号	人的被害の内容	認知日時	発生日時	個人情報関係							公表に関する意向				市町村の 公表の判断	
				氏名（漢字）	氏名（フリガナ）	住所（汉字まで）	年齢	性別	被災状況（場所）	被害の有無 ※関係 不明	「同意を得られなかった場合は 「30代」として公表する。	未確認 の項目	面談 日時	確認方法		関係の相手方 （被災者との 経緯）
登録1	死者	6月8日 10:00	6月8日 7:00頃	高知 太郎	コウチ タロウ	滝川市九ノ内1丁目	35	男	土砂崩れ（自宅の裏山）	○	-	6/9 12:00	面談	妻	備考欄 （公表等に 関する調整事項）	○
登録2	安否不明者	6月8日 10:00	6月8日 7:00頃	高知 次郎	コウチ ジロウ	滝川市朝倉中	25	男	不明	×	-	6/9 11:00	電話	長男	災害の発生で 高知次郎への公表は災害 関係機関以外での住所を確認	×
登録3	安否不明者	6月9日 10:00	6月9日 不明	土佐 佐子	トウ サハチコ	滝川市高田2丁目	20	女	不明	未確認	災害の発生が 不明				本人からの申し出により、 災害の発生 系が不明で閲覧制限がとれない	○
1													面談・電話			
2													面談・電話		【重要】 市町村の公表の判断は、市町村の条例適用の 可否、緊急性の有無、住民基本台帳の閲覧制限 の有無等を総合的に判断して記載してください。	
3													面談・電話			
4													面談・電話			
5													面談・電話			
6													面談・電話			
7													面談・電話			

個人情報公表に係る同意確認の際の注意事項

家族から同意確認を行う際には、公表の目的等について説明し、公表の理解を得るよう努めるとともに、誤解のないように、下記の事項を丁寧に説明するようお願いします。

【公表方法】

- 公表はマスコミを通じて行うこと
- 継続的に情報提供を呼びかける必要がある場合は、県の公式ホームページに掲載すること
(ホームページへの掲載の必要性がないと認められた場合や不同意の意思が新たに示された場合は、以後の掲載を行わない)

【公表する情報】

- 公表する情報は、「被災者に関する情報」に記載の項目に限って行うこと
- 被災状況は、現時点で判明していない場合でも、後に捜索活動などの過程で判明した場合は公表することがあること
- 同意しない場合であっても、個人が特定できない範囲で、氏名を除く、市町村、年代、性別等の情報の公表を行うこと

【関係機関内での情報共有】

- 人命最優先の観点から、被災者の捜索や人命救助の活動を行うため、同意しない場合であっても、市町村、消防、県警察等の救助機関内において、個人情報の共有を行うこと

(モデル様式)

安否不明者届出書

		整理番号	
※取扱者	所属	氏名	
※受理年月日時	年	月	日 午前・後 時 分
安否不明者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日 性別	年 月 日 (歳)	男・女
不明時の状況等			
上記の安否不明者について届出をします。			
年 月 日			
〇〇市長 様			
届出人 住所			
氏名			
続柄 (安否不明者との関係)			
電話番号			

- 備考 1 ※欄は届出を受理する職員が記載する
2 届出人の要望により、職員が届出事項を代書してもよい

府政防第972号
消防災第132号
令和3年9月16日

各都道府県防災主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害緊急事態対処担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

災害時における安否不明者の氏名等の公表について

災害時における安否不明者（※）の氏名等の公表（以下「氏名等公表」という。）については、各地方公共団体において、それぞれの個人情報保護条例を踏まえつつ、また、全国知事会「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」も参考としながら、災害の状況や被災者の事情等に応じて判断されているところです。

例えば、7月3日に熱海市で土石流が発生した際には、特定の地域において多くの方の所在が分からない状況となる中、静岡県災害対策本部においては、熱海市や警察とも調整し、安否不明となっている方々の名簿を公表し、個人情報保護条例との関係を整理した上で、積極的に氏名等公表を行い、広く情報を募りました。これにより、本人や知人から連絡があったことで救助対象者の絞り込みにつながり、人命の救助活動の効率化・円滑化に役立ちました。（別紙参照）

この事例を踏まえ、下記のとおり、氏名等公表を行うに当たっての留意事項を整理し、周知しますので、今後の災害対応において適切に対応してください。

本通知の内容については、警察庁警備局警備運用部警備第二課並びに総務省自治行政局行政課及び住民制度課と調整済みのものです。

また、貴都道府県内の市町村に対して、本通知を周知いただき、適切に助言いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

（※）本通知において、

「安否不明者」とは、行方不明者となる疑いのある者とする。

「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

記

- 1 災害が発生した際、人命の救助活動の効率化・円滑化に氏名等公表が資する場合は

あることや、発災当初の 72 時間が極めて重要な時間帯であることを踏まえ、氏名等公表の可否や判断基準、氏名等公表及びその結果寄せられた安否情報の確認・共有に係る一連の手続き等について、市町村や関係機関と連携の上、平時から検討しておくこと。その際、旅行者等の一時滞在者についても、その家族や知人等から、所在が不明であるとして警察等に情報提供がある場合を想定し、これらの者の氏名等公表についても検討しておくこと。

- 2 氏名等公表については、被災地の居住者・一時滞在者を問わず、人的被害の数について一元的に集約、調整を行う都道府県が行うことが基本となるが、局所的な災害であるなどの事情により、市町村が行うことが安否情報の収集等に資すると考えられる場合においては、上記 1 で行った都道府県と当該市町村の事前調整に基づき、市町村が行うことも考えられること。
- 3 氏名等公表については、各地方公共団体がそれぞれの個人情報保護条例に照らしてその可否を判断することとなるが、その際、安否不明者の氏名等公表を行うことにより安否情報の収集等を行い、救助活動を効率化することが重要な場合においては、氏名等公表は、人の生命又は身体の保護のため緊急の必要があるときの個人情報の提供と考えられることから、それを踏まえて個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の例外規定の適用を検討されたいこと。
- 4 氏名等公表の対象者について、配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等の所在情報を秘匿する必要がある者が不利益を被らないよう、都道府県関係部局及び域内市町村と平時から公表時の取扱いについてあらかじめ決めておくなど十分な調整を図るとともに、公表に当たっては、あらかじめ、関係市町村に確認すること。
- 5 上記 4 の確認を含め、氏名等公表の可否の判断に時間を要する対象者がいる場合には、それ以外の公表可能な対象者から段階的に公表することも考えられること。

以上

(問合せ先)

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）付

担当：小野、桑、雨宮、蘆村

電話：03-3502-6047

消防庁国民保護・防災部防災課

担当：中村、徳田、宮本

電話：03-5253-7525

静岡県熱海市で発生した土石流災害における
安否不明者の氏名等公表にかかる経緯

- 7月3日 **発災**
静岡県災害対策本部が安否不明者約20名と公表
- 7月4日 **被害エリアを特定**
熱海市が地図及び現地確認により被災棟数130棟を特定
熱海市が住民基本台帳と突合し128世帯217人の住民を特定し安否確認に着手
- 7月5日 夜 **熱海市災害対策本部のデータを基に、静岡県災害対策本部が安否不明者64人の名簿を公表**
- 7月6日 朝 **安否不明者を特定**
熱海市災害対策本部のデータを基に、静岡県災害対策本部が生存が確認できた住民を除く安否不明者25人の名簿を公表
- 7月6日 **静岡県災害対策本部及び県警察が安否不明者5人の名簿を追加公表**
県警察に行方不明者として届出のあったもののうち、届出者から公表について同意を得た安否不明者5人を追加した名簿を公表
- 7月6日 **救助・捜索活動に名簿を活用**
安否不明者の住所地を地図上にプロットし、救助・捜索活動に活用
(→多くの要救助者を住所地付近で見発見→活動エリアを重点化)

以降、静岡県災害対策本部及び熱海市災害対策本部において、新たな行方不明者の情報や寄せられた安否情報等を基に名簿を更新して公表
- 7月10日 **熱海市災害対策本部のデータを基に、静岡県災害対策本部が安否不明者20人を行方不明者に認定**

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務の区分		<input checked="" type="checkbox"/> 部共通 <input type="checkbox"/> 出先機関共通 <input type="checkbox"/> 固有			
個人情報取扱事務を 所管する組織の名称	登録	危機管理・防災課	登録年月日	令和2年 3月31日	
	保有	危機管理・防災課	変更年月日	令和4年 4月26日	
個人情報取扱事務の名称		災害時における人的被害情報に関する事務			
個人情報を収集する目的及び理由		災害時における人的被害を確実に把握するため。また、必要により災害時における人的被害に関する個人情報を公表することで、捜索活動・人命救助活動の効率化・円滑化、二次被害の防止等を図るため。			
個人情報を収集する根拠法令等		災害対策基本法、高知県地域防災計画			
個人情報の対象者の範囲		県内で発生した災害の被災者			
個人 情報 の 項目	特定個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	基本的事項	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 身体的特徴 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	心身の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 身体状況 <input checked="" type="checkbox"/> その他（被災の状況）			
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	資産及び収入	<input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種・民族 <input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 信教 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害の状況、難病等 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果・保健指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 犯罪等の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 生活保護の受給 <input type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人、被補助人			
		収集の根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 委員会意見（答申第 号） 法令等の名称		
	識別番号	個人識別番号	<input type="checkbox"/> 身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号（ <input type="checkbox"/> DNA <input type="checkbox"/> 顔 <input type="checkbox"/> 虹彩 <input type="checkbox"/> 声紋 <input type="checkbox"/> 静脈 <input type="checkbox"/> 歩容 <input type="checkbox"/> 指紋・掌紋） <input type="checkbox"/> 旅券番号 <input type="checkbox"/> 基礎年金番号 <input type="checkbox"/> 運転免許証番号 <input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 健康保険・介護保険等の被保険者番号等 <input type="checkbox"/> 在留カード番号 <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書の番号		
		その他識別番号	<input type="checkbox"/> 各種資格で特定の個人に付与される番号（運転許証番号）（資格名： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	その他	<input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
制限 に 関 する 事項	個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（条例第8条第4項第4号、5号又は5号の2該当（答申第 号））			
		本人以外の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 当該実施機関（利用元： ）		
	個人情報の目的外利用の有無及び利用先	<input type="checkbox"/> 有（条例第9条第 項第 号該当（答申第 号）） <input checked="" type="checkbox"/> 無			
		目的外利用の利用先			
個人情報 の 目的 外 提 供 の 有 無 及 び 提 供 先	個人情報の目的外提供の有無及び提供先	<input type="checkbox"/> 有（条例第10条第1項第 号該当（答申第 号）） <input checked="" type="checkbox"/> 無			
		目的外提供の提供先	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	個人情報のオンライン結合の有無	<input type="checkbox"/> 有（答申第 号（ 年 月 日協議承認）） <input checked="" type="checkbox"/> 無			
外部委託又は公の施設の管理代行の有無及び業務内容	外部委託又は公の施設の管理代行の有無及び業務内容		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	業務内容				
※登録番号		所属コード	番号		
備考					

備考 ※印欄は、高知県総務部法務文書課において記入する。